

消費生活センター

☎38-2034

個人情報の相談

「自分の情報は自分で守る」という意識を持つことが大切です。そのために、気軽にアンケートに答えたり、利用目的も確かめないで個人情報を提供するのはいけません。

【市の相談窓口】
■消費生活センター ☎38-2034
■お困りです課 ☎38-5401
■文書行政課 ☎38-2010

週末消費生活相談ダイヤル

週末に、緊急のアドバイスが必要な場合は、ご利用ください。
■フリーダイヤル ☎0120-511-103
土・日曜日 午前10時～午後4時

消費生活センターのご案内

消費生活センターでは、悪質商法、食品・商品情報、省エネ、金融知識、相談先情報など消費生活に関するトラブルの相談や、図書・ビデオの貸し出しなど、情報提供を行っています。くらしのセミナーやリサイクル手芸・料理教室等、さまざまな講座・教室を開催しています。お気軽に、お立ち寄りください。



くらしのセミナー

出前講座のご案内

消費生活センターでは、10人以上のグループからの依頼があれば、消費生活相談の事例をもとに、その時々多発している悪質商法や商品情報等について、ご希望の場所へ出向いて、講座を行なっています。日時・テーマについて、ご希望をお知らせください。

【実施内容】 茶屋集会所 悪質商法 / 福祉会館 悪質商法・リサイクル手芸 / 市役所 消費者被害を未然に防ぐ等

コレクション展2 もっと知りたい!

■会期 8月22日～9月27日<月曜日休館> ■内容 Part 1・あしやのびじゅつ - 入門編 - /Part 2・芦屋1960年代 関連特集 幻の田中敦子1964-71 ■料金 一般300円、大高生200円、中学生以下無料
【同時開催・市民コレクション「クロード・ワイズバッシュ展」】
白髪一雄《横行》1989年

【関連企画】 ジュニアガイドツアー
■日時 8月23日(日)29日(土)30日(日) 各午後2時～2時30分 ■対象 小学生親子での参加も可) ■申し込み 当日、1階ホールへ集合 ■参加費 保護者300円(入館料)【関連企画】 ワークショップ「えのぐのえ」
■日時 9月13日(日)午後2時～3時30分 ■対象 中学生以上20人 ■講師 美術家・中谷昭雄氏 ■参加費 500円(高校生以上は入館料300円要) ■申し込み 往復はがきで、8月29日(土)までに下記へ

みんなで歌いましょう

■日時 8月21日(金)午後1時30分～3時 ■会場 美術博物館講義室
■指導 歌・加藤純子、ピアノ・沖倫子、LOVE ASHIYA ■参加費 500円(入館料含む) 歌集『愛唱歌』野ばら社)のいかた、歌集代1,000円別

＜厚生労働省からのお知らせ＞ 一般用医薬品(大衆薬)の販売方法が変わりました

自分にあった一般用医薬品を、安心して購入し使っていただくため、リスクを最小限に抑え、効き目が最大限に発揮できるよう、医薬品のリスクの程度に応じて専門家がアドバイスするなどの「一般用医薬品の販売制度改正」が、6月1日から施行されました。



【適切な情報提供および相談対応のための環境づくり①】
■リスク区分に関する表示 購入者にとってリスクの程度が容易にわかるように、外箱や直接の容器等に表示されます。第1類医薬品 第2類医薬品
■店舗での医薬品の陳列 リスク区分ごとに分けて陳列されます。第1類医薬品は、オーバザカウナター(販売側から購入者へカウンター越しに医薬品を手渡すような陳列方法)として陳列されます。
■店舗における販売体制 店舗において医薬品を販売する営業時間中は、店舗内に常時薬剤師または登録販売者が従事する必要があります。また、第1類医薬品を販売する店舗においては、第1類医薬品を販売する時間中は、店舗内に常時、薬剤師が従事する必要があります。
■着衣等による専門家等の区別 購入者からみて誰が薬剤師・登録販売者・その他の従業員であるか判別できるよう、白衣等の着衣や名札による区別がされます。

【適切な情報提供および相談対応のための環境づくり②】
■店舗における表示事項 購入者から見てわかりやすく、実効性のある販売制度とするため次の事項が店舗内に掲示されるようになります。
第1・2・3類医薬品の定義・解説 第1・2・3類医薬品の情報提供に関する解説 相談時の対応方法に関する解説 店舗開設者の氏名称 勤務する薬剤師・登録販売者の氏名 営業時間・時間外に相談対応できる時間など
■通信販売の規定の整備 インターネット販売を含む、通信販売が可能な一般用医薬品は、第3類医薬品に限られます。
■その他 医薬部外品を次の3つに分類し、外箱や直接の容器等に、その分類が表示されます。

- 「防除用医薬部外品」表示 殺虫剤・殺菌剤など、衛生害虫類に対する作用を目的とした製品
- 「指定医薬部外品」の表示 ドリンク剤・うがい薬など、医薬品に近い性質を持つ製品
- 「医薬部外品」の表示 口中清涼剤など日常的な不快感等の緩和を目的とする製品



「防除用医薬部外品」表示 「指定医薬部外品」の表示 「医薬部外品」の表示

困ったときは、早めに消費生活センターへ

悪質業者の甘い言葉や強引さに惑わされず、いらないものははっきり断ることが肝心です。どんな場合でも、その場で契約せず、家族や周りの人に相談しましょう。困ったときは、早めに消費生活センターへご相談ください。

◆消費者を守る“クーリング・オフ制度”◆

訪問販売などの特定の取り引きで商品やサービスの契約をしたとき、「契約をやめたい」と思ったら、契約書面を受け取ってから一定の期間内であれば、無条件で解約できる制度です。はがきに解約通知を書き、郵便局から『特定記録郵便』で出しましょう。期間については、取り引き内容によって異なりますので、ご相談ください。【はがきの書き方】

郵便はがき

住所	〇〇〇〇
契約者氏名(ふりがな)	〇〇〇〇
課販	〇〇〇〇
御株	〇〇〇〇
株式会社	〇〇〇〇

解除通知書
私は、貴社と次の契約をしましたが、
契約日 平成 年 月 日
契約品名 〇〇〇〇
販売店名・住所 〇〇〇〇
私が支払った代金は返金してください。
受け取った商品は、お引き取りください。
平成 年 月 日

平成20年度 消費生活相談のまとめ

問い合わせ 消費生活センター ☎38-2034(経済課内)

高齢者に係る苦情相談は、次々販売や、点検商法、催眠商法に関する相談が多く、特に判断力が低下している高齢者を狙って繰り返し契約させる悪質業者も多いので、注意が必要です。本人に被害者意識がない場合、周囲の人の声かけで被害が発見できる場合もあります。高齢者の消費者トラブルを防ぐには、家族や地域の人たちの協力が必要です。また、いらないときは、きっぱり断ることが大事です。日ごろから高齢者には伝え、細やかな見守りが必要ですよ。



まわりの見守りが、高齢者の消費者トラブルを防ぎます

高齢者の消費者トラブルが増加

高齢者に係る苦情相談は、次々販売や、点検商法、催眠商法に関する相談が多く、特に判断力が低下している高齢者を狙って繰り返し契約させる悪質業者も多いので、注意が必要です。本人に被害者意識がない場合、周囲の人の声かけで被害が発見できる場合もあります。高齢者の消費者トラブルを防ぐには、家族や地域の人たちの協力が必要です。また、いらないときは、きっぱり断ることが大事です。日ごろから高齢者には伝え、細やかな見守りが必要ですよ。



必要な情報?

多重債務問題

「一人でも悩まず、まずは相談を」
「多重債務」に陥る原因は「ここ」!
クレジットで無計画に買物をする、失業等による生活苦、病気・事故等の予期せぬ出来事、あるいは事業の資金繰りのために借金をする。友人・知人に頼まれ、安易に連帯保証人になり、債務を負う。厳しい取り立てに追われ、返済のために新たな借金を重ねる。悪質な紹介屋・整理屋、買い取り屋等の被害にあつた。
「多重債務に陥らないために必要以上にカードは持たない。安易にクレジットやローンを利用しない。借入金は返済能力を考えた必要最小限にし、借金がどれくらいあるか、把握しておきましょう。返済のための借入はしない。紹介屋・整理屋、買い取り屋などの甘い宣伝文句やおとり広告は、うのみにしないでください。返済困難になったら、一人で悩まず、早めに専門の相談窓口にご相談しましょう。解決方法は、気きつと見つけられます。」

いま、若い人に増えています。安易なキャッシング!

テレビでも頻繁にローンのCMが流れ無人契約機も増加し、お金の借入は非常に便利になり、若い人を中心に利用も広がっています。一時の誘惑で簡単に借金をするのはなく、がまんすることもあります。
【市の相談窓口】
■消費生活センター ☎38-2034 平日・執務時間内
■お困りです課 ☎38-5401
《法律相談》金曜日・午後1時～4時 予約 希望週の月曜日・午前9時～
【他の相談窓口】
■サラ金110番(阪神南県民局商工課)☎06-4068-5075 ■兵庫県弁護士会☎078-341-1717 ■兵庫県司法書士会☎078-341-6554
■神戸簡易裁判所☎078-341-7521 ■法テラス(日本司法支援センター)☎0570-078374 ■神戸財務事務所☎078-391-6948
■日本クレジットカウンセリング協会☎03-3226-0121

平成20年度に消費生活センターで受け付けた相談件数は1,021件で、前年度(相談件数1,107件)に比べ、8%減少しました。これまで多かった「はがきなどによる架空請求」が、41%も減少したことが大きな理由です。
平成20年度の苦情では、「電話・インターネット等関連サービス」がトップです。また、「エステ脱毛」・「有料サイト利用料」・「携帯電話やインターネット関連」の苦情相談や、「マンション・賃貸住宅の売買契約」・「リフォーム工事」・「結婚相談所等の消費者トラブル」も増加しています。
年代別構成を見ると、30歳代・40歳代・50歳代の件数が、平成19・20年度と年々増加してきています。相談内容では、「アダルトサイトに接続し画像をクリックすると、登録になり、料金を請求された」というものや、「URLをクリックすると、出会い系サイトに登録になった」、また「携帯電話に、使った覚えのないサイト料金を請求するメールが届いた」などが目立ちました。

消費生活相談事例

【事例1】 屋根工事の「次々契約」

以前排水管の清掃をした業者がアフターサービスといって訪問してきた。顔見知りだったので家に上げてしまった。サービスで屋根裏を見てあげると言われ、見てもらったところ、雨漏りのシミがあるという写真を見せられた。確かに、屋根裏の柱に雨漏りのようなシミがついていた。放っておくと大変なことになる。屋根をはがして書き替えなければならぬが、今なら上にかぶせをする処置で大丈夫と言われた。不安になったので契約をしたら翌日、足場を組んで工事始めた。知人に相談したら、高いのではないかと言われた。もっとよく考えて慎重に契約すればよかったそのあと、もういざから安くすると言われ屋根裏の補修工事を進められ契約してしまつたがどうしたらいいだろうか。雨漏りで困っているわけでもないのに、大至急修理する必要はない。業者は点検と称して家に入り込み不安をあおって契約させた。放っておくと大変なことになるというトークは、これらの業者がよく口にする言葉です。



契約して足場等を組んだあとも、契約交付後八日以内ならクーリング・オフができます。

【事例2】 健康食品

無料で健康食品がもらえるとの折込み広告がきっかけで、一カ月だけの期間限定の店に通った。気が付けば、一人暮らしでは消費できない量の健康食品を買わされていく。いくらでも返品返金は無理だ。

【事例3】 オークション詐欺

インターネットオークションで商品を落札し代金を振り込んだのに、商品が届かない。

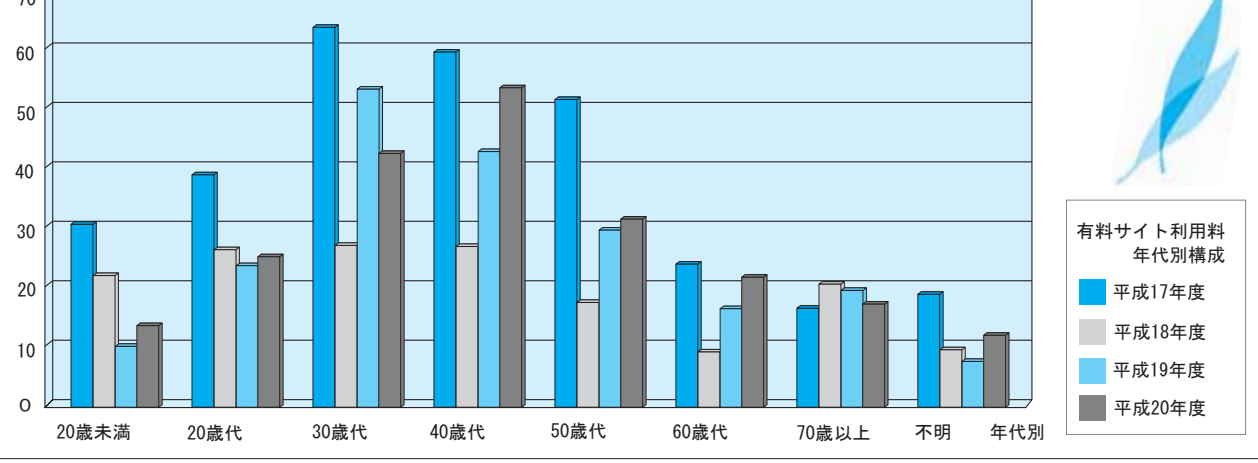


クシヨンは個人間の取り引きが多いです。

苦情相談ワースト5

- 《第1位》 電話・インターネット・有料サイト等
- 《第2位》 はがきなどによる未納消費料金等
- 《第3位》 サラ金・ヤミ金・クレジット等金融関連
- 《第4位》 賃貸住宅・住宅の売買契約・リフォーム工事等
- 《第5位》 新聞購読・紳士録等

有料サイト利用料の年代別構成グラフ



問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432(〒659-0052 伊勢町12-25)

問い合わせ 美術博物館 ☎38-5432
HP http://www.ashiya-web.or.jp/museum/01top/f_top.html

秋のアートフリーマーケット「素材とあそぶ」 出店者募集

■開催日時 10月17日(土)・18日(日) 午前10時～午後5時 ■会場 美術博物館前庭 ■販売物の内容 <クラフト> 広い範囲での個人の創作作品に限りません。また、原則として作者が直接店頭で販売されることを希望します。古物、古着、既製品、仕入れ品などの日用品は扱いません。<イベント> ワークショップやパフォーマンスなど、創作物以外のオリジナリティのある表現活動 ■資格 2日間通して出店できるかた ■出店数 クラフト部門・約40店 / イベント部門・約10店 ■費用 2日間の売り上げの15%を美術博物館に納金 ■申し込み 所定の申込書(電話で請求・美術博物館ホームページからダウンロード)と販売予定の作品2～3点の写真を、8月24日(月)必着・までに下記へ。イベント部門の場合、写真のほか内容がわかるような説明書き・映像・音源等があればお送りください。主催者の趣旨にそぐわない場合は出店をお断りすることがあります。写真はお返しできません。ご了承ください。



出店者募集